

令 4 山 環 保 第 10 号
令和4年(2022年)年4月22日

徳山下松港新南陽広域最終処分場
利 用 事 業 者 各 位

一般財団法人山口県環境保全事業団
理事長 山 野 元

産業廃棄物処分費の改定について（通知）

春暖の候、貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本年3月、山口県から当事業団に対し、当処分場の延命化に係る要請があり、事業団では、埋立期間延長に伴う維持管理費の増大等に対応するため、令和5年4月1日以降の処分費を裏面のとおり改定することとしましたので、お知らせします。

なお、処分費改定に係る今後の契約手続きにつきましては、下記のスケジュールにより進めさせていただきます。

今後とも、公共関与の処分場として、他の範となる運営に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

【今後のスケジュール】

令和4年 6月 排出事業者様への利用希望調査（当事業団から郵送）

10月 利用希望事業者様への契約書（締結前）送付

随時、契約書（締結後）返送

一般財団法人山口県環境保全事業団
新南陽管理事務所
担当：永富・蔵永・相澤
〒746-0019 周南市臨海町6番地
TEL0834(33)9280 FAX0834(33)9281
Eメール info-s@yamaguchi-khj.or.jp

徳山下松港新南陽広域最終処分場 処分費改定表

(一財)山口県環境保全事業団

税抜価格(円/トン)

産業廃棄物の種類	現行額	改定額 (R5年4月1日以降適用)
(1)燃え殻	9,600	11,500
(2)汚泥	9,600	11,500
(3)廃プラスチック類	14,040	28,000
(4)ゴムくず	14,040	16,800
(5)金属くず	9,600	11,500
(6)ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・ 陶磁器くず	9,600	11,500
(7)がれき類	6,600	7,900
(8)鋳さい	8,400	10,000
(9)ばいじん	9,600	11,500
(10)政令第13号廃棄物	9,600	11,500
(11)管理型混合廃棄物(燃え殻、ばいじんが付着 した耐火レンガくずに限る)	9,600	11,500

注1：処分費は、原則、積載重量を実計量し、10kg単位で徴収する。

注2：消費税については、請求時の税率を適用する。

注3：上記処分費のほか、1トン当たり1,000円の産業廃棄物税を徴収する。